

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年12月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：27件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	1～4号機用酸素ガス供給系液化酸素タンク液面計に指示不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
2	3号機	燃料プール冷却浄化系スキマサージタンク水位計測定回路点検において、指示不良が認められたため、当該計器を交換	D	
3	3号機	原子炉格納容器内温度指示計の測定点選択No13（原子炉上蓋戻りダクト温度）に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
4	3号機	原子力安全基盤機構（JNES）による気体廃棄物処理系設備検査の安全管理審査において、定期事業者検査実施計画の検査項目に記載漏れがある旨指摘を受けたため、当該検査実施計画を改訂及び対応検討	C	
5	3号機	機器ドレン中間ファネル〔気体廃棄物処理系排ガス予熱器（A・B）蒸気側ドレンライン用〕上蓋（アクリル製）に破損が認められたため、当該上蓋を修理	D	
6	3号機	廃棄物処理系床ドレン収集タンク水位記録計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
7	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（38-07、38-11）のスクラム入口弁グラウンド部に水のリーク（約1滴/30秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	3号機	主復水器インリーク（真空漏えい）試験において、事前の弁開操作漏れ（均圧配管弁3台）により給水加熱器ドレンポンプ均圧配管逃し弁が動作し機器ドレンファンネルから床面へ溢水（約25リットル）したため、対応検討	B	
9	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（10-07）充填水入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	3号機	廃棄物処理系廃液収集ポンプ循環空気駆動弁の開閉制御用電磁弁に動作不良が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
11	3号機	原子炉再循環ポンプ（B）軸封部シール水パーズライン逃し弁にシートパス（指1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	3号機	給水加熱器ドレンポンプ（A）出口逆止弁配管フランジ部（ポンプ側）より水のリーク（1滴/10秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	3号機	原子炉起動前の制御棒動作確認において、制御棒（26-31）の1ノッチ引抜き動作不良が認められたため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	3号機	所内ボイラ（A）蒸気流量記録計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該記録計を点検・校正	D	
15	3号機	供用期間中検査の検査要領書記載の超音波探傷検査の「走査不可能範囲図」に誤記が認められたため、対応検討	D	
16	3号機	原子炉補機冷却系熱交換器（B）海水逆洗弁付近の保温材より水のリーク（1滴／5秒）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
17	4号機	廃棄物処理建屋2階ミキサー室所内空気系減圧弁パッキン部にエアリーク（少量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	5号機	タービン建屋動力用電源盤用パワーセンタ遮断器電源「入」表示用赤ランプの点灯不良が認められたため、当該点灯回路を点検・修理	D	
19	5号機	ディーゼル駆動消火ポンプ自動起動定例試験において、中央操作室及び現場制御回路の不良〔赤ランプ（運転中）の不点灯・停止スイッチの不動作〕が認められたため、当該制御回路を点検・修理	D	
20	5号機	廃棄物地下貯蔵設備制御盤の使用済樹脂流入空気駆動弁及び上澄水移送ライン切替空気駆動弁の制御端子固定用ビスのネジ山につぶれが認められたため、当該ビスを交換	D	
21	5号機	所内ボイラ（A）ドラム薬液配管接続部に蒸気リーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
22	6号機	圧力抑制プールストレーナ取替に伴う使用前事業者検査の検査要領書記載の判定基準値に変更の必要性が認められたため、当該要領書を改訂及び対応検討	C	
23	6号機	復水脱塩装置脱塩塔（No. 3）出口導電率検出器点検において、検出器元弁母管側ねじ込み部に水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
24	6号機	原子炉再循環ポンプ（A）入口弁開閉操作において、動作不良（開側、閉側とも中間開度で停止）が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
25	6号機	非常用ディーゼル発電機（B）起動時、中央操作室出力制御操作スイッチに動作不良（バネによる戻り不良）が認められたため、当該スイッチを点検・修理	C	
26	6号機	廃棄物処理系廃液フィルタ廃液供給ポンプ出口連絡弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良（全閉で両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
27	集中環境施設	高圧圧縮設備ドラム缶投入機ドラム缶つかみ具（B）制御用電磁弁レギュレータ排気口よりエアリーク（微量）が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで